（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

**第二条**　指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （指定介護予防支援の業務の委託）<br>**第十二条**　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。<br>一　委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第百四十条の六十六第一号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。<br>二～四　（略） | （指定介護予防支援の業務の委託）<br>**第十二条**　地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第百十五条の二十三第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。<br>一　委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第百四十条の六十六第一号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。<br>二～四　（略） |

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、介護保険法第百十五条の四十六第五項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る第一条の規定による改正後の介護保険法施行規則第百四十条の六十六第一号の基準については、なお従前の例による。

**第三条**　第一条の規定による改正前の介護保険法施行規則様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証は、当分の間、同条の規定による改正後の同令様式第一号の二の二による介護保険負担限度額認定証に代えて使用することができる。

（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

**第四条**　介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二号中「新算定省令」を「算定省令」に改める。

**○厚生労働省令第六十二号**

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第六条の六第十号及び第十一条の八第十号、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第九号ハ並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第十二条第五号ハの規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

**第一条**　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設）<br>**第七十七条の六**　令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。<br>一～二十五の二　（略） | （令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設）<br>**第七十七条の六**　令第六条の六第十号及び第十一条の八第十号に規定する厚生労働省令で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。<br>一～二十五の二　（略） |